るマラリア問題連絡会議」が設置され、同問題の連絡及び意見の交換を行うことになった。そして、同会議では沖縄県から説明を受けたり、援護会や石垣市、竹富町など関係団体から要請を受けながら問題の検討を行った。

そして、平成６年８月には社会党、自由民主党、新党さきがけの与党三党による戦後５０年問題プロジェクトチームが戦後処理問題の一環として八重山地域の戦争マラリア問題を取り上げ、鋭意検討が進められた。

そして、検討の過程で与党プロジェクトでは、マラリア問題連絡会議や沖縄県から発生当時の状況について報告を受け、「地元住民は（疎開を）軍命ととらざるを得なかった」という見解に達し、平成７年４月２５日には与党プロジェクトは、与党政策調整会議でチームの合意内容について了承を受け、政府に対し慰謝事業を行うことを骨子とする合意事項を伝えた。その内容は次のとおりである。

１．その特異性に鑑み基金を設け、慰藉事業を行う。

２．対象地域は八重山とする。

３．慰藉事業等の内容については、本プロジェクトチームでの長い間の論議に十分配慮するものとする。

政府は、以上の事項に的確に留意の上、基金の規模、運用、事業内容等を策定すること。

この提言を受け、政府はこの事業を沖縄開発庁の所管とすることとした。そして、平成８年８月の国の概算要求に向けて、沖縄開発庁と沖縄県で事業内容をいろいろ協議していった。

その間、双方いろんな提案をするなかで沖縄開発庁は、次のような提案をした。

（１）沖縄開発庁は沖縄県の協力を得て慰藉事業を行う。

（２）諸般の事情に鑑み、沖縄開発庁と沖縄県は、慰藉事業を分担実施する。分担については別途決定する。

（３）沖縄開発庁は慰霊碑等のいわゆるハードに要する経費については、全額補助となるよう努めるとともに、沖縄県が分担実施する慰藉事業に要する経費についても、他の補助事業費の確保等による方法により実質的補填に努める。

（４）慰藉事業については平成８年度概算要求に計上する。

（５）慰藉事業は、例えば、慰霊費、祈念館、除幕式、見舞金

等とする。

見舞金については、県の分担事業とする。

これに対し、沖縄県としては沖縄開発庁に対し下記の理由により受けられないと回答した。

1．県の単独事業として見舞金給付を実施することは、戦災処理について県が責任を負うこととなり、県民の理解を得ることは極めて困難である。

2．沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者援護会は、慰藉事業を国において実施することを求めている。

3．従って、御提案のあった県の単独事業としての見舞金給付は困難である。

このように、個人給付をめぐっては合意に至ることができず、８月末の概算要求では、沖縄開発庁は総額２億円の慰霊碑建立、マラリア祈念館建設の事業を要求し、個人給付については年末の予算折衝まで調整していくこととなった。

その後、いろいろ調整を重ねながらも、個人給付については沖縄開発庁と沖縄県は意見の一致をみることができないまま、年末の予算折衝にもつれこんだ。

そして、１２月１９日に沖縄開発調整会議に報告された与党政策調整会議におけるマラリア問題の解決については下記のとおり了承された。

1．国は、遺族に対する個人補償等の個人給付は行わない。

2．遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。

3．１及び２を沖縄県が了承することを前提に、沖縄開発調整会議としては、沖縄開発庁分「マラリア犠牲者慰藉事業」２億円の他に与党要求として１億円を追加するよう求める。

沖縄県としては、この提示に対し翌日次のように回答した。

「１２月１９日の与党政策調整会議で決定され提示されているマラリア犠牲者慰藉事業について沖縄県は了承いたします。

与党政策調整会議の提示では、遺族への慰藉が十分なされるよう配慮されているものと認識しております。

沖縄県としては、遺族への慰藉として次のような事業を実施したいと考えておりますので、特段の御配慮をお願い申しあげます。１．慰霊碑建立事業、２．祈念館建設事業、３．慰霊祭実施費用」

この後、沖縄開発庁と沖縄県は具体的な事業の詰めを行った結果、下記の事業を実施するため平成８年度政府予算案として総額３億円のマラリア慰藉事業費が計上された。

1　慰霊碑建立等事業

2　マラリア祈念館（仮称）建設等事業

3　マラリア慰藉のための死没者資料収集・編纂事業

4　マラリア犠牲者のためのマラリア死没者追悼事業

(3) 戦時遭難船舶犠牲者補償問題

昭和１６年１２月、真珠湾攻撃から太平洋戦争が勃発し、翌年６月には、ミッドウェイ海戦でアメリカ艦隊に敗北したことを口火に、当時日本委任統治領であった南洋群島をはじめ、各領外地では戦況が悪化し始めた。そのような緊迫した事態に日本政府の措置は「本邦への引き揚げ」であったが、すでに制空権、制海権は敵の手中にあった。これら南方諸地域には戦争前農業、漁業等に従事するため７万人余の沖縄県人が居住していた。

昭和１７年ミッドウェイ海戦によって日本海軍の優位性は失われ、それとともに制空権、制海権も米軍の把握するところとなつた。政府は同年「戦時海運管理令」を制定し、昭和１７年４月には船舶運営会を設立し、総合計画の下に一元的に船舶の運営にあたらせた。昭和１８年から昭和１９年にかけての本土、沖縄間の輸送船の大部分は船舶運営会の運行する船舶であった。

中部太平洋諸島嶼における戦闘は次第に不利になり、昭和１９年７月７日にサイパンが玉砕し遂に絶望的な事態になった。

また一方、昭和１９年７月７日に緊急閣議が行われ、その決定により、奄美大島、沖縄島、宮古島、石垣島の５つの島から、老幼婦女子を直ちに疎開させるよう、命令が鹿児島県、沖縄県の両県知事に届けられた。

そして、昭和１９年７月１９日には「沖縄県学童疎開準備要項」が制定され、国民学校初等科第３学年から第６学年が原則として対象になった。

このような戦時体制の下で、昭和１７年から沖縄の一般県民が乗船し遭難した船舶は、外地からの引き揚げのため遭難した船舶、本土・台湾への疎開のため遭難した船舶、本土へ就労等で赴く途上で遭難した船舶、本土から帰省等の目的で遭難した船舶があり、これらの船舶は米軍の空爆や魚雷等による攻撃で撃沈されている。

戦時遭難船舶で沖縄県人の関わる船舶は２６隻（別表）あり、死没者は ３，４２７人となっている。

遺族会は昭和５７年に個々の遭難船舶毎に湖南丸遺族会、嘉義丸遺族会、赤城丸遺族会、開城丸遺族会、台中丸遺族会が結成され、それぞれの遺族会は国や県に対して、遺骨収集や援護法の適用等について要請をしてきた。

昭和５８年６月１９日には、５隻の遺族会で戦時遭難船舶遺族連合会を結成し、県

に対して国家補償や遺骨収集等を求める要請を継続して行っている。

県は戦時遭難船舶の実態を把握するため、昭和３５年７月には各市町村長の協力を得て「疎開又は引き揚げ途上海没した学童及び一般邦人の調査」を行い、大まかな遭難船舶数、船舶名、市町村毎の死没者数について調査した。

その後、大阪商船株式会社、日本郵船株式会社等や南洋群島協会等から事故報告書や死没者名簿を入手し、さらには、米国公文書館、国内の資料保存機関から資料収集を行い、戦時遭難船舶の実相について調査検討を行ってきた。また、全国の遭難船舶の実態や県内におる遭難船舶の実態について、遺族関係者からの聞き取り調査を実施してきたところである。

戦時遭難船舶犠牲者の補償問題等について検討するため、平成５年１１月１２日に戦時遭難船舶犠牲者問題検討会（学識経験者、遺族代表、行政関係者８人の委員で構成）を県生活福祉部長の下に設置し、同問題について検討を行った。同検討会では県内及び本土関係者からの事情聴取や関係機関からの資料収集を行いながら、乗船目的や、航行目的毎に分類し集中的に調査検討をした。報告書は、

第１章　戦時遭難船舶と沖縄県民
第２章　疎開船の遭難
第３章　引揚船の遭難
第４章　沖縄定期航路の遭難
第５章　戦時遭難船舶と米潜水艦作戦
第六章　沖縄の戦争犠牲者と援護法制
まとめ

から構成されており、平成７年３月２９日にこの結果をとりまとめ、生活福祉部長へ報告された。

報告書は次のように結論づけている。

１　これまで一切の援護法の対象とされなかった本土定期航路船の一般乗客犠牲者は約９００名に及んでいるが、同航路が“戦場化”した危険海域であった事情に鑑み、大局的にみれば戦場における戦闘協力者と変わることはない。従って、これらの戦時遭難船舶犠牲者に対しては援護法でいう「戦闘参加者」に準じた判断に立って、何らかの処遇がなされるべきである。

2　戦時遭難船舶犠牲者の中には、現行制度で適用条件を満たしていながら、何らかの事情で適用を受けていない事例もあると考えられるので、その救済に努力することが望まれる。

3　引揚者遺族給付金や一般船客の見舞金などの海上犠牲者に対する援護措置については（対馬丸の疎開学童に対する特別支出金を唯一の例外として）陸上の場合と比べて著しく不利な条件におかれており、遺族にとっては不公平感を拭うことができない、国においては、当時の沖縄県民の置かれた特殊事情に鑑み、陸上における「戦闘参加者」に準じた観点に立って、戦時遭難船舶犠牲者全般に対し、補償問題の根本的な解決の方法を図るべく特段の配慮を期待したい。

なお、第一、第五千早丸の遭難学童については、学童疎開に準じた形で疎開準備がなされながら、結果的に船便の都合で両船に乗り合わせて遭難したのであるから、対馬丸遭難学童に準じた処遇が望まれる。

4　更に上記の要請事項に加え国や県においては、遺族会活動への補助、記念碑の建立、霊域の維持管理、記念行事の開催、平和行政の拡充、平和教育の推進など、新たな次元に立って遺族及び関係団体に対する集団的で精神的な援護、補償事業を実施して、高齢化しつつある遺族に対して早急に目に見える形での援護事業の前進を図ることが必要であろう。

県はこれまで戦時遭難船舶犠牲者補償問題を、戦後処理の一環として取り組み、解決に向け総合的に調査検討を重ねてきたところであるが、同問題の解決には至っていない。その理由は、同問題が全国的な問題であり、沖縄特有の問題としてとらえることは難しく、また、犠牲者の中にはすでに引揚者遺族給付金や見舞金等何らかの援護措置の対象となったものもあり、船舶毎に様相を異にしていること。国においては、昭和６３年５月に「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が施行されたが、一般戦争犠牲者については個別的な処遇の対象となっていないこと。また、同犠牲者については、国との一定の身分関係の問題や、戦争公務遂行中の被害といえるかの問題もあり、解決の見通しがついていない状況にある。

沖縄関係戦時遭難船舶一覧表

	船名	船舶会社	航行目的	船の管理区別	護衛の有無	沈没原因	出港地	遭難海域
1	波上丸	大阪商船	引揚船	陸軍	有	雷撃	ｻｲﾊﾟﾝ	ラバウル近海
2	近江丸	日本郵船	引揚船	不明	無	雷撃	ｸｻｲｴ	ポナペ近海
3	嘉義丸	大阪商船	本土航路	運営会	有	雷撃	鹿児島	南西諸島近海
4	八重丸	国際汽船	不明	不明	不明	不明	大阪	南西諸島近海
5	湖南丸	大阪商船	本土航路	運営会	有	雷撃	那覇	南西諸島近海
6	赤城丸	日本郵船	引揚船	海軍	有	空爆	ﾄﾗｯｸ	ﾄﾗｯｸ島近海
7	夕映丸	栗林商船	引揚船	不明	不明	空爆	ﾄﾗｯｸ	ﾄﾗｯｸ島近海
8	亜米利加丸	大阪商船	引揚船	運営会	無	雷撃	ｻｲﾊﾟﾝ	小笠原近海
9	台中丸	大阪商船	本土航路	運営会	無	雷撃	神戸	南西諸島近海
10	美山丸	日本郵船	引揚船	海軍	有	雷撃	パラオ	マリアナ近海
11	ｼﾞｮｸｼﾞｬ丸	南洋海運	引揚船	海軍	有	雷撃	パラオ	マリアナ近海
12	千代丸	栃木汽船	引揚船	不明	不明	雷撃	ｻｲﾊﾟﾝ	小笠原近海
13	白山丸	日本郵船	引揚船	海軍	有	雷撃	ｻｲﾊﾟﾝ	小笠原近海
14	神島丸	東洋ｻﾙﾍﾞ	引揚船	不明	不明	不明	ロタ	マリアナ近海
15	朝日丸	日本郵船	引揚船	海軍	不明	不明	パラオ	パラオ近海
16	宮古丸	大阪商船	本土航路	運営会	有	雷撃	鹿児島	南西諸島近海
17	広順丸	広海商事	引揚船	不明	不明	雷撃	パラオ	パラオ近海
18	対馬丸	日本郵船	疎開船	海軍	有	雷撃	那覇港	大島悪石島沖
19	横山丸		引揚船	不明	不明	不明	マニラ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ近海
20	千鳥丸	個人所有	不明	不明	無	座礁	台湾	与那国島
21	広善丸		引揚船	不明	不明	不明	ﾃﾆｱﾝ	小笠原近海
22	開城丸	大阪商船	本土航路	運営会	無	空爆	鹿児島	南西諸島近海
23	第一千早丸		疎開船	陸軍	無	故障	石垣	尖閣列島近海
24	第五千早丸		疎開船	陸軍	無	空爆	石垣	尖閣列島近海
25	照国丸	大阪商船	引揚船	不明	不明	不明	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ近海
26	栄丸	関西汽船	引揚船	個人	無	座礁	基隆	台湾近海
	計							

1　大阪商船三井船舶株式会社関係……　8隻
2　日本郵船株式会社関係……　6隻
3　大阪、日本郵船以外の船舶会社関係……　7隻
4　船舶会社不明・個人所有船舶……　5隻

	船名	遭難月日（昭和）	乗船人員	船客死没者			生存者	事故報告	死没者名簿	米国資料
				県外	県内	計				
1	波上丸	17.10. 7	－	－	1	1	－	有	有	有
2	近江丸	17.12.27	124	100	24	124	0	有	有	有
3	嘉義丸	18. 5.26	551	38	283	321	230	有	有	有
4	八重丸	18. 8.26	－	－	3	3	－	－	－	－
5	湖南丸	18.12.21	587	16	561	577	10	有	有	有
6	赤城丸	19. 2.17	565	143	369	512	53	有	有	－
7	夕映丸	19. 2.17	－	1	1	2	－	－	－	－
8	亜米利加丸	19. 3. 6	－	477	17	494	－	有	有	有
9	台中丸	19. 4.12	259	23	156	179	80	有	有	－
10	美山丸	19. 5.14	－	24	3	27	－	有	有	有
11	ｼﾞｮｸｼﾞｬ丸	19. 5.15	－	6	1	7	－	有	有	－
12	千代丸	19. 6. 3	－	34	63	97	－	－	有	有
13	白山丸	19. 6. 4	－	144	133	277	－	有	有	有
14	神島丸	19. 6.11	－	42	12	54	－	－	－	－
15	朝日丸	19. 7.18	不明	－	3	3	－	有	－	－
16	宮古丸	19. 8. 5	86	50	21	71	15	有	有	有
17	広順丸	19. 8.12	－	8	7	15	－	－	－	－
18	対馬丸	19. 8.22	1,661	6	1478	1,484	177	有	有	有
19	横山丸	19.10	－	－	6	6	－	－	－	－
20	千鳥丸	19.12. 6	－	－	5	5	－	－	－	－
21	広善丸	19.12	－	－	3	3	－	－	－	－
22	開城丸	20. 3.24	109	40	69	109	－	有	有	－
23	第一千早丸	20. 7. 3	180	－	88	88	66	－	有	－
24	第五千早丸	20. 7. 3						－	有	－
25	照国丸	20.10. 8	不明	－	8	8	－	－	有	－
26	栄丸	20.11. 1	－	－	112	112	－	－	有	－
	計				3427	4.579		14	18	10

1 疎開船…… 3隻 － 見舞金支給・特別支出金（対馬丸学童）
2 引揚船……16隻 － 引揚者給付金
3 本土航路船…… 5隻
4 不明船 …… 2隻

(4) 沖縄戦一般被災者補償問題

沖縄は今次大戦で国内唯一住民を巻き込んだ地上戦で、空、海、陸からの鉄の暴風下に曝され、山容地形は全て変貌し、その戦禍は筆舌につくし難い悲惨なものであった。一般県民９万４千人（全戦没者数２０万人余）の尊い人命を奪い、営々と築き上げた幾多の財産や文化遺産のことごとくを灰じんに帰し、多くの負傷者を出した。

昭和１９年１０月１０日の米軍の大空襲以来、間断なく空襲を受け、昭和２０年3月２６日慶良間諸島への米軍上陸に続いて、同年４月１日沖縄本島への上陸となり、９０日余にわたる攻防戦は、老幼男女の別なく軍に協力して、食料の供出、弾薬、物資等の輸送、飛行場の設営、戦傷病者の手当並びに輸送又は陣地構築、壕の提供等数々の協力を身の危険を顧みず奉仕し、生命、身体、財産の損害を蒙り、奇跡的に生き残った。そして、沖縄での組織的な戦闘は昭和２０年６月２３日に終了し、９月７日嘉手納で降伏文書が調印された。

沖縄戦における被災者のうち軍人軍属はもとより、一般県民で戦闘参加の実態がある者については準軍属の戦闘参加者として援護法の適用を受けているが、その他の沖縄戦被災者については何らの措置も講じられていないとして、昭和４６年に沖縄戦被災者補償期成連盟が結成された。県は同連盟に対し補助金を交付し、沖縄戦で被災した負傷者、死没者の名簿を作成させた。同連盟は同名簿に基づき、一般戦傷病者及び戦没者の遺族に対し援護法に準ずる措置を講じてもらいたい旨の陳情を、昭和４８年９月、昭和４９年６月に行った。

県はこれらの要請を受け、同問題を戦後処理の主要な課題と位置づけ、昭和４８年から昭和６３年までの間に国に継続的に強く要請を続けて来た。

県の要望とその理由は次のとおりである。

＜要望＞

沖縄戦における被災者のうち、何らの援護措置も講じられていない戦傷病者戦没者遺族等に対し、戦傷病者戦没者等援護法（以下「援護法」という）に準ずる措置等を講じていただきますよう特段の配慮をお願いします。

＜理由＞

沖縄戦における被災者のうち、軍人、軍属はもとより一般県民の戦闘協力者も準軍属として現行援護法の適用を受けていますが、その他の沖縄戦一般被災者については何らの措置も講じられていない現状にある。

本県は、本邦において戦場となった唯一の地域であり、住民が９０余日にわたる激戦場の真っただ中にあったこと、島嶼であったが故にいかなる努力をしても戦場から離脱できなかったこと、戦闘協力者とそれ以外の者との区別が困難な状況にあったこと等他都道府県とは全く事情を異にしております。

したがって、いまだ援護措置が講じられていない沖縄戦一般被災者に対しても援護法に準ずる措置等を講ずる必要があります。

＜要望書に記載された沖縄戦と他都道府県戦災との相違点＞

1　沖縄戦は、第２次大戦中の唯一の国内戦で、本土防衛の砦として軍部において計画制定されたものであり、９０日余に及ぶ激戦が狭い島で続けられ、老幼男女の別なくその渦中に巻き込まれたもので、他の都道府県の空襲による戦災とは、その内容が全く違うものである。

2　沖縄戦当時は、制空権、制海権も敵の手中に堕ち、陸上も敵の中にあって全く身動き出来ない状況下であったため、島外への離脱はいかなる方法を講じても不可能で戦闘員、非戦闘員の別なく銃弾に倒れた。

3　島嶼であるが故に敵艦船１，３００有余隻に二重三重に包囲され、鉄の暴風ともいわれた艦砲射撃を浴びせられてあらゆるものを焼失した。

4　幼老女子以外の１７歳以上４５歳までの壮年の県外疎開が軍命により禁止された。

5　敵上陸後、年齢、性別を問わず、また、時間、場所を選ばずに軍人の個々の要請に基づき戦闘に参加させられた。

6　敗戦の様相が濃厚となり、正確な情報も得られなくなった敗戦直前の混乱期に、県民がスパイ容疑で処置（死亡）された。

7　壕内で乳幼児の泣き声のため味方の陣地が米軍に察知されることを危ぐして多くの者が殺された。

8　食糧の補給が絶たれ軍民ともに極度に食糧が不足し、軍隊の食糧確保のため強制的に食糧の供出をさせられ、また、隊を外れた軍人によって食糧強奪も相次いだ。

9　激戦地の沖縄本島の中、南部地区では戦いを避けるため、軍人と民間人がひしめきあい力の弱い民間人が壕を奪われ、多数の者が銃弾の犠牲になった。

10　未曾有の激戦で県民の２８パーセントに上る多数の者が死亡した。

11　以上のように多数の死亡者、負傷者が続出したが、医療機関も皆無の状況で手当の施しようもなくもなく、言語に絶する悲惨なものであつた。

12　本土防衛に備えて沖縄の部隊配備は南方の各地域から投入されたため、マラリアその他の伝染病の悪疫が流行し多数の犠牲者がでた。

しかしながら、国においては、戦後残された問題を検討するため昭和５７年６月に政府は、総理府総務庁長官の私的諮問機関として「戦後処理問題懇談会」を設け、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題等のいわゆる戦後処理問題について検討することとした。政府としては、同懇談会の趣旨に沿って所要の措置を講じることを基本方針とし、残された戦後処理問題として恩給欠格者、戦後強制抑留者、在外財産等の関係者の労苦に対し慰藉の念を示す事業を行うため昭和６３年に「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が施行されたが、一般戦争犠牲者については個別的な処遇の対象にならなかった。

このようなことから、新たな措置が極めて厳しい状況にあり、補償実現の具体的な展望が見出せない状況にある。

沖縄戦一般被害者補償問題の要請経過

	要請年月日	要　請　先
1	昭和48年９月14日	総理大臣・厚生大臣・大蔵大臣・総務長官
2	〃 51年７月６日	厚生大臣・総務長官
3	〃 53年11月８日	厚生大臣・総務長官・沖縄開発庁長官
4	〃 53年11月８日	同　上
5	〃 55年１月９日	野呂厚生大臣
6	〃 55年１月22日	厚生省援護局長
7	〃 55年４月15日	総理大臣・厚生大臣・大蔵大臣・沖縄開発庁長官
8	〃 55年12月９日	参議院沖縄問題特別委員会
9	〃 56年１月20日	参議委員社会労働委員会
10	〃 56年６月12日	参議院沖縄問題特別委員会
11	〃 56年７月16日	参議委員社会労働委員会
12	〃 56年10月４日	参議院沖縄問題特別委員会
13	〃 57年12月19日	丹羽沖縄開発庁長官
14	〃 58年５月６日	同　上
15	〃 58年８月８日	参議院沖縄問題特別委員会
16	〃 58年８月29日	同　上
17	〃 59年１月13日	中西沖縄開発庁長官
18	〃 60年８月20日	藤本沖縄開発庁長官
19	〃 60年９月９日	参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会
20	〃 60年10月７日	参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会
21	〃 61年９月１日	衆議院社会労働委員会
22	〃 62年８月９日	自由民主党幹事長　竹下　登
23	〃 62年９月30日	参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会
24	〃 62年11月17日	沖縄開発庁長官
25	〃 63年11月18日	参議院地方行政委員会